

改正法の「望まない受動喫煙をなくす」目的にもとづき、禁煙エリア以外の場所（第二種施設等の屋外の場所、路上、家庭の場所など）でも、喫煙をする際は周囲の状況への配慮を、喫煙場所を設置する際はその設置場所への配慮を義務づけています。

喫煙者・施設管理権原者の皆様は以下に示すような配慮をお願いいたします。

喫煙所を設置する者に課される配慮義務とは

〈具体例〉

- 喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと
- 喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること

喫煙する者に課される配慮義務とは

〈具体例〉

- 喫煙する際はできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること
- 子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること

